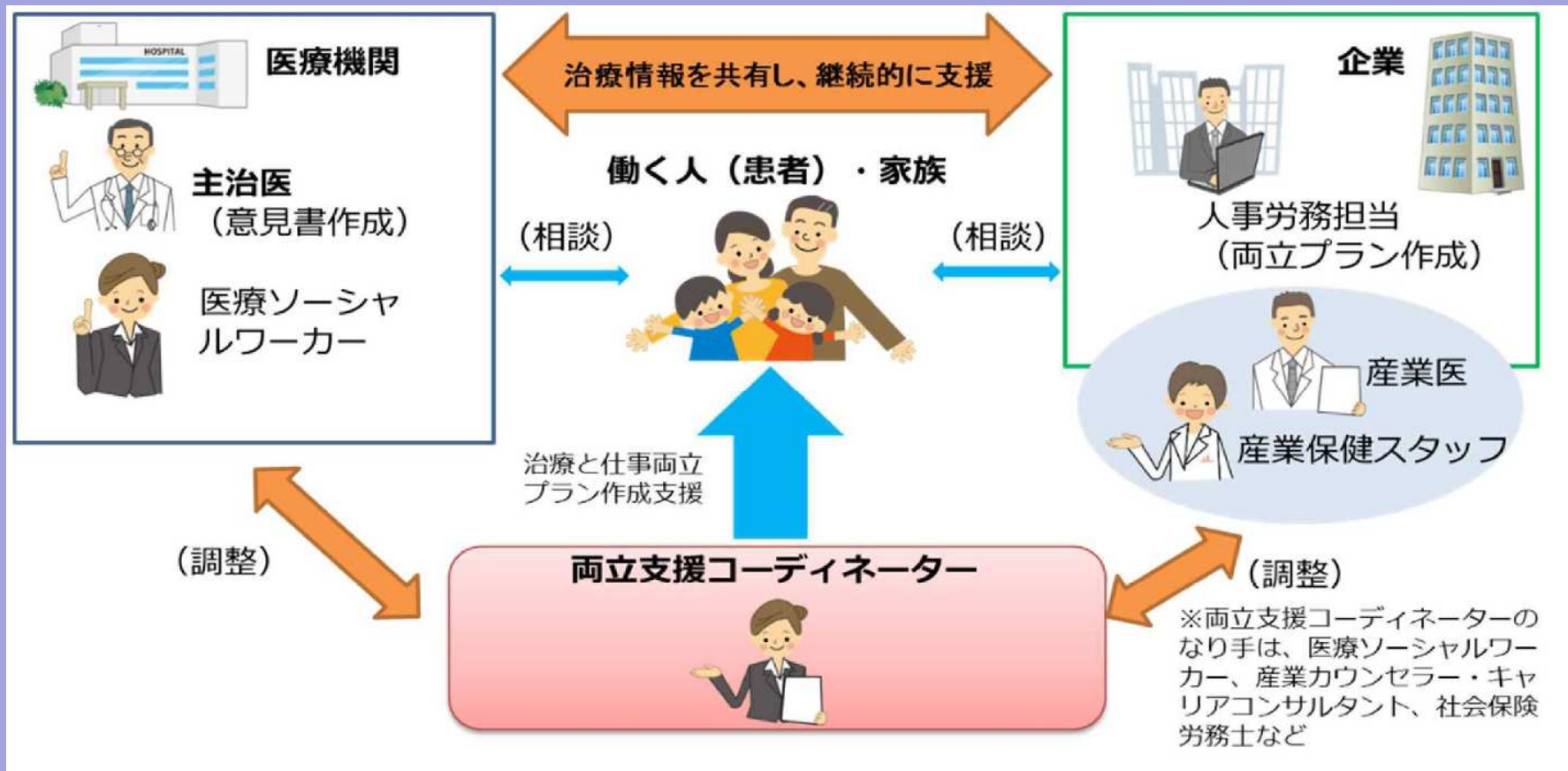


病気の治療と両立に向けたトライアングル型支援のイメージ

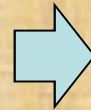


両立支援コーディネーターは、主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら継続的に相談支援を行いつつ、個々の患者ごとの治療・仕事の両立に向けたプランの作成支援などを担う。両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識を身に付け、患者、主治医、会社などのコミュニケーションのハブとして機能することが期待され、こうした人材を効果的に育成・配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指す。

新たな化学物質管理について

危険性・有害性が認められる特定の化学物質に対して個別具体的な規制を行う方式から、危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、事業者が自律的に管理・規制を行う。

・法令等で定められた化学物質
・法令等で定められたばく露対策



・化学物質の危険性・有害性の情報提供
・リスクアセスメントの実施
・自律的な管理、ばく露防止対策

・ばく露を最小限にする
・濃度基準を下回る

・達成手段を適切に選択

主な改正の概要

- 1 化学物質管理体系の見直し
- 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
- 6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

化学物質管理者の選任

労働安全衛生法第57条の3で定める危険・有害物質

選任が必要な事業場

- ・ リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場
工場、店社、営業所等事業場毎に選任する
一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は対象外

選任要件

〔化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者〕

- ・ リスクアセスメント対象物の製造事業場 専門的講習の修了者
- ・ リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場 資格要件無し

職務

- 1 ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- 2 リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 3 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 4 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- 5 ラベル・SDSの作成(リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合)
- 6 リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応
リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う(製造・取扱いなし)事業場は4, 5のみ

保護具着用管理責任者の選任

選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

選任要件

〔保護具について一定の経験及び知識を有する者〕

次に掲げる者又は保護具の管理に関する教育を受講した者

- 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- 労働衛生コンサルタント試験合格者
- 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- 安全衛生推進者に係る講習の修了者等



職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

リスクアセスメント対象物健康診断について

安衛則第577条の2第3項

リスクアセスメントの結果に基づき、当該化学物質のばく露による健康障害発生リスクが高いと判断された労働者に対して、医師等が必要と認める項目について、健康障害発生リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で健康診断を実施する。

ワンポイント留意点

ばく露防止対策が適切に実施され、健康障害発生リスクが許容範囲内ならば実施しなくてよい。
(ばく露防止対策を十分に行わずに、健康診断でばく露防止対策を補うのは適切でない。)

安衛則第577条の2第4項

濃度基準値を超えてばく露したおそれがある労働者に対して、当該リスクアセスメント対象物による健康影響を速やかに確認するために健康診断を実施する。

リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン
(令和5年10月17日付け基発1017第1号)

ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断について、下記要件に該当する場合には、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できる。

要件

以下のいずれも満たす場合（区分1）

当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が管理区分1に区分されたこと。（四アルキル鉛を除く。）

直近3回の健康診断において当該労働者に異常所見がないこと。

直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。

健康診断実施頻度

6か月以内に1回

1年以内に1回

- ・ 実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施以降に要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。
- ・ 要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく事業者が労働者ごとに行う。
- ・ 労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。
- ・ 同一の作業場で作業内容が同じで同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。
- ・ 四アルキル鉛については作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、 の要件を除き 及び の要件を満たす場合に適用することとする。

化学物質管理強調月間について

実施時期 毎年2月1日～2月28日(令和7年2月を第1回とする。)

主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会ほか

協賛者・協力者 災害防止団体、関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

主唱者、協賛者の実施事項

- ・化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布
- ・スローガン等の選定
- ・雑誌等を通じた広報
- ・事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等の開催
- ・事業場の実施事項についての指導援助
- ・その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施
- ・上記の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

実施者(事業場)の実施事項

- ・事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・スローガン等の掲示
- ・化学物質管理に関する優良職場、功績者等の表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ・化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施
- ・日常の化学物質管理の総点検



労働者死傷病報告等の電子申請の原則義務化について

労働者死傷病報告等の電子申請の原則義務化

労働者死傷病報告ほかの6つの安全衛生関係の報告について、原則として電子申請とする。
電子申請によることが困難な場合における紙媒体での報告については経過措置として規定

< 電子申請が原則義務化となる報告 >

- ・労働者死傷病報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告
- ・総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- ・定期健康診断結果報告書
- ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- ・有機溶剤等健康診断結果報告書

労働者死傷病報告の報告内容の改正

事業の種類欄及び職種欄をコード入力方式にする。

○ 災害発生状況及び原因欄の記載欄の分割を行う。

休業4日未満の災害に係る報告について、「労働保険番号」、「被災者の経験期間」、「国籍・在留資格」、「親事業場等の名称」、「災害発生場所の住所」を報告事項に加える。

施行日 施行日:令和7年1月1日(予定)